

## 平成31年度 知的財産権取得支援助成事業 申請の手引き

板橋区内企業の高度化・経営基盤の強化への支援を目的として、特許権・実用新案権・商標権・意匠権取得にかかる必要な経費の一部を助成する制度を設けています。

板橋区産業振興公社知的財産権取得支援助成事業の補助金申請の手続きについて、下記のとおりご案内いたします。内容をご確認のうえ、必要書類などをご用意・ご準備いただき、申請手続きをお進めください。

### 《申請できる方》

- 板橋区内に「本店」又は「本社」を有する中小企業基本法に規定する中小企業者
  - 大企業が実質的な経営に参画していないこと。
  - 前年度分の法人住民税、法人事業税に滞納がないこと。
  - 他の自治体から、同一の権利で同様趣旨の補助金を受けていないこと。
  - 過去に同一の権利について当補助金を受けていないこと。
  - ※同一年度内に申請できるのは、1件のみ。
- 例) 製品Aについて特許権と意匠権を取得した場合、申請できるのはどちらか一方のみ。

### 《申請期間》

2019年4月1日（月）から2020年3月13日（金）まで  
（予算額に達し次第受付終了）

特許権・実用新案権・商標権・意匠権のいずれか1件について、**設定登録後1年以内**に申請を行うこと。

### 《補助金額》

対象経費の3分の1（上限20万円）※千円未満切り捨て  
消費税は補助対象外です。

### 《申請の流れ》

- 申請には、以下の書類を板橋区産業振興公社窓口までご提出してください。  
**※事前にお電話で提出希望日時をご連絡ください。**

- (1) 知的財産権取得支援助成事業補助金交付申請書  
(第1号様式：ホームページからダウンロードできます)
- (2) 設定登録証の写し
- (3) 前年度分の法人住民税及び法人事業税の納税証明書（原本）  
(個人事業主の場合は住民税納税証明書及び個人事業税の納税証明書)

- (4) 個人事業主の場合は、開業届の写し
- (6) 会社概要（事業内容等がわかるもの）
- (7) 補助金対象経費を証する領収書又は請求書と振込金受取書
- (8) 弁理士事務所等に委託をしている場合は、委託契約書の写し
- (9) 知的財産権取得支援助成事業 申請前確認リスト  
(指定様式：ホームページよりダウンロードできます)

↓

●**交付が決定した後、以下の書類を郵送します。**

- 「知的財産権取得支援助成事業補助金交付決定通知書」
- 「知的財産権取得支援助成事業補助金交付請求書」

↓

●**補助金交付請求書をご提出ください。(郵送可)**

↓

●**補助金を交付します。(補助金交付決定通知書に記載された金額が上限になります。)**

公益財団法人 板橋区産業振興公社 経営支援グループ

電話：03（3579）2175 FAX：03（3963）6441